

強制規格の対象物一覧表（タイ）

電気・電子工学				
	TIS番号	製品名称	範囲	適用日
1	TIS4号第1-2529冊	「電球」	・本工業製品規格は洋梨型、透明バルブもしくは半透明バルブ、ねじ込み式ソケット、電力10-1000W、定格電圧110-240Vの一般照明用の電球の形式、種別、種類、諸元、誤差基準、成分、生産、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。	1987年5月1日
2	TIS10-2529号	「低電圧分配リンクヒューズ」	・本工業製品規格は海拔2000m以下の高さ、周辺最高気温40℃以下、最低気温-5℃以上、24時間の平均気温35℃以下で使用する電圧、250V以下、50Hz、定格電流60A以下の電気回路に使用するハサミ型ヒューズの種別、形式、定格、形状、諸元、誤差基準、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。	1987年11月21日
3	TIS11号第3-2553冊	「定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル」第3冊「固定配線用シースなしケーブル」	・本工業製品規格は定格電圧450/750V以下の固定業務用絶縁単線塩化ビニル被覆銅線製品を対象とする。すべての電線はTIS11号第1冊の記載の要求事項に準拠していなければならない。また各種電線は本工業製品規格の規定に準拠していなければならない。	2013年7月30日
	TIS11号第4-2553冊	「定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル」第4冊「固定業務用シース付きケーブル」	・本工業製品規格は定格電圧300/500Vの軽量塩化ビニル被覆銅線製品を対象とする。各種電線はTIS11号第1冊の記載の要求事項及び本工業製品規格の要求事項に準拠していなければならない。	
	TIS11号第5-2553冊	「定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル」第5冊「可とうケーブル」	・本工業製品規格は定格電圧300/500Vの塩化ビニル被覆銅線製品を対象とする。すべての電線はTIS11号第1冊の記載の要求事項に準拠していなければならない。また各種電線は本工業製品規格の規定に準拠していなければならない。	
	TIS11号第101-2553冊	「定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル」第101冊「汎用シース付きケーブル」	・本工業製品規格は450/750V以下の記載のある交流電圧の電力設備設置業務に使用する、Un/Uの定格電圧450/750V以下の固定業務用外部被覆なし単線塩化ビニル絶縁ケーブルを対象とする。各種電線はTIS11号第1冊の記載の要求事項及び本工業製品規格の要求事項に準拠していなければならない。	
4	TIS23-2521号	「蛍光灯用バラスト」	・本工業製品規格は一般照明を目的とする蛍光灯用バラストの要求性能、マーキング、サンプリング及び判断基準、試験、測定について定める。 ・本工業製品規格は工業製品規格TIS286「蛍光管」に定められた形式、仕様のフルオロセント管用の周波数50Hzもしくは60Hzの交流で使用されるバラストを対象とする。直流で使用される蛍光管用のインバーターは本規格の範囲外とする。 ・本工業製品規格中のバラストに関する各種要求事項は要求性能を示すことを目的としている。使用設置は各種業務の技術的要求に準拠させなければならない。 ・本工業製品規格はバラスト試験用規定に基づいていることを確実にするために参照バラストの生産及び性能についての重要仕様について記述する。特に参照蛍光管選定について記述する。	1979年4月1日
5	TIS23-2558号	「蛍光灯用バラスト」	TIS23-2521号が無効になったら、代わりにTIS23-2558号を適用する。	2017年12月20日
6	TIS85-2548号	「地上電線用丸形より線」	・本工業製品規格は次の金属コイルの組み付けにより生産される規定の機械的及び電気的仕様を満たし、地上電線用として使用する中心撚線コイル導体を対象とする。 A) アルミニウムコイル - 伸延アルミニウムはTIS2222に準拠する。シンボルはA1*とする。 - B種アルミニウム合金はTIS2220に準拠する。シンボルはA2*とする。 - A種アルミニウム合金はTIS2220に準拠する。シンボルはA3*とする。 備考：*は次の通りこれら金属の抵抗を意味する。 A1：28.264ナノオームメートル（=IACS 61%） A2：32.530ナノオームメートル（=IACS 53%） A3：32.840ナノオームメートル（=IACS 52.5%） IACS：International Anneal Copper Standards B) 亜鉛メッキ鋼鉄コイルはTIS2221に準拠させる。 - 普通耐牽引力鋼鉄 シンボルS1AもしくはS1B。AもしくはBは亜鉛メッキレベルとし、それぞれレベル1、レベル2となる。 - 高耐牽引力鋼鉄 シンボルS2AもしくはS2B - 特別高耐牽引力鋼鉄 シンボルS3A C) アルミニウム被覆鋼鉄コイルはIEC61232に準拠させる。 - A種及びB種の20SAレベル シンボルSA1A及びSA1B - 27SAレベル シンボルSA2 ・本規格中に含まれる導体のシンボルは次の通りとする。 A1 A2 A3	2008年1月23日

			<p>A1/S1A A1/S1B A1/S2A A1/S2B A1/S3A A2/S1A A2/S1B A2/S3A A3/S1A A3/S1B A3/S3A A1/A2 A1/A3 A1/SA1A A2/SA1A A3/SA1A S1A S1B S2A S3A SA1A SA1B SA2</p> <p>備考 A. 同じシンボルのコイル製の導体は中身が同じ導体を意味する。例えばA1 A2 S1A SA2である。 B. 鋼鉄コイルもしくは鋼鉄コイル導体を参照する場合、アルミニウム被覆もしくは亜鉛メッキを意味する。(SxもしくはSAx)</p>	
7	TIS183-2547号	「蛍光灯用グロースターター」	<p>・本工業製品規格は事前に電球を暖める蛍光に使用するグロースターター、第2種蛍光灯に使用するグロースターターのみを対象とする。付録Bに準拠してなければならない。 備考：各種電球に使用するための一般的スターターの設計は1つの電球もしくは複数の電球に供給される電圧、電球の最高電圧、電球点灯の仕様によるものとする。</p>	2006年9月18日
8	TIS293-2541号	「塩化ビニル絶縁アルミケーブル」	<p>・本工業製品規格は交流750V以下の電圧、70℃以下の導体温度で使用する塩化ビニル被覆アルミニウム被覆の種類、サイズ、要求仕様、梱包、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。 ・本工業製品規格はペンダント及び碍子とともに屋外で使用する単線電線のみを対象とする。</p>	1999年12月27日
9	TIS344-2549号	「管状蛍光灯及びスターター用ソケット」	<p>・本工業製品規格は蛍光管用ソケット及びスターター用ソケットの技術面及び諸元面の要求仕様、電球及びスターターのソケットへの装着における安全性及び確実性を定めるために採用する試験方法について定める。 本工業製品規格は付録Aに準拠した電球ソケットを備える蛍光管に使用する独立設置電球ソケット及びシェード内設置用電球ソケットを対象とする。また交流1000V以下の電圧の回路に使用する独立設置スターターソケット及びTIS183に基づくスターターに使用するシェード内設置用スターターソケットを対象とする。 本工業製品規格はねじ込み式電球ソケットと類似する外装及びシェード内にある単独の蛍光管用ソケットを対象とする。(例：G23及びG24) 前述の電球ソケットは関連項目についてTIS819に基づく追加試験を実施しなければならない。(TIS819に記述がない場合はIEC60238を使用する。) シェードホルダーリング用ねじがあるように設計された電球ソケットはIEC60399に準拠させなければならない。 本工業製品規格はランプ一体型もしくは用具内設置型の電球ソケットも対象とする。電球ソケットの要求事項のみを対象とする。ソケット付近のショート防止等の他の要求事項、関連用具規格の要求事項は適当な器具内に設置したのちに観察、試験を実施しなければならない。当該器具の規格に基づく試験を実施する際、電気ランプ生産者が小売りを意図していない器具、電球ソケットの規格に従う。 このほか本工業製品規格は適当な場合に限り前述以外の電球ソケット及びスターターソケットも対象とする。 本規格で使用する「ソケット」とは電球ソケット及びスターターソケットを意味する。</p>	2008年7月13日
10	TIS366-2547号	「電気アイロン(安全面のみ)」	<p>・本工業製品規格は住宅内使用目的もしくは類似目的の定格電圧250V以下の乾式電気アイロン及びスチーム式電気アイロン、容量5L以下の水容器もしくはボイラー付の電気アイロンの安全面の要求仕様を対象とする。 商店、小規模工業、農場等で一般の人に使用させることを意図した電気アイロン等のように、通常の家内使用を意図していないが一般に対して危険となる可能性のある電気アイロンは本工業製品規格の範囲内にあるものとする。 実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺で電気アイロンを使用する際、全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。 本工業製品規格は一般的に次については言及しない。 - 自己管理のできない児童や能力減退者による電気アイロンの使用 - 児童による電気アイロンでの遊び 備考101 次の事実を考慮しなければならない。 - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した電気アイロンは追加要求事項が必要となる場合がある。 - 保健省、労働省、消費者保護委員会事務局、その他類似組織の定める追加要求事項を使用する必要がある場合がある。 - 圧力容器の追加要求事項は圧力容器の安全面に関する責任を負う国家機関が記載することがある。 備考102 本工業製品規格は次を対象としない。 - 電気アイロン (IEC60335-2-44に準拠するもの) - 工業専用に設計された電気アイロン - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境(粉塵、蒸気、ガス)等、特殊な環境での使用を意図した電気アイロン</p>	2005年12月26日

11	TIS408-2553号	「一般的な電気用銅：線及び棒」	<p>・本工業製品規格は次の断面及びサイズの電気一般用途用銅線及び銅棒の構成、要求仕様、電気的仕様、サイズ及び形状の誤差基準について定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 直径もしくは平行面の間の幅が2mmから80mmの円形、正方形、正六角形の線 - 厚さ2mmから40mm、幅3mmから200mmの長方形の棒 <p>このほか本工業製品規格は本規格の要求事項への準拠及び納品状況の点検を目的としたサンプリング方法、試験方法について定める。</p>	2013年4月17日
12	TIS812-2558号	「モーターコンプレッサー（安全面のみ）」	<p>次の内容をTIS1375号第1項の代わりに適用する。</p> <p>本工業製品規格は家庭用器具としての使用、またその他類似の目的で、前述の家庭用器具に適用する規格に準拠するモーターコンプレッサー、半密閉コンプレッサー、予防システム、制御システムの安全面の要求仕様について定める。</p> <p>本工業製品規格は、通常の使用において発生する可能性のある最も厳しい条件のもとで別途試験を実施した、モーターコンプレッサーに適用する。単相モーターコンプレッサーの定格電圧は250V以下、その他のモーターコンプレッサーの定格電圧は480V以下とする。</p> <p>備考 101 モーターコンプレッサーを備える器具の例</p> <ul style="list-style-type: none"> - 冷蔵庫、食品冷凍庫、製氷機 - 空調機、電気ヒートポンプ、除湿器 - 業務用ディスペンサー及び業務用自動販売機 - 冷却、空調、加熱もしくはこれらの同時達成を目的として使用する熱交換器の工場からの出荷品 <p>本工業製品規格はモーターコンプレッサーを使用する特定機器に関する規格の要求事項に代わるものではない。ただし使用するモーターコンプレッサーの設計が本規格に準拠している場合、特定機器の規格に記載のモーターコンプレッサーの試験は特定機器やユニットで実施する必要はない。モーターコンプレッサーの制御システムが特定機器の制御システムとあわせて稼働する場合、使用できる状態の出荷品について追加試験を実施することがある。</p> <p>実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺でモーターコンプレッサーを使用することにより全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。</p> <p>本規格は次について考慮しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自己管理のできない児童や能力減退者によるモーターコンプレッサーの使用 - 児童による器具での遊び <p>備考102 次の事実を考慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 車両内、船上、航空機上での使用を意図したモーターコンプレッサーは追加要求事項が必要となる場合がある。 - 保健省、労働省、その他類似組織の定める追加要求事項を使用する必要がある場合がある。 <p>備考103 本工業製品規格は次を対象としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 工業専用設計されたモーターコンプレッサー - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等、特殊な環境での使用を意図したモーターコンプレッサー <p>備考104 排熱装置を設置した遷臨界冷蔵設備を使用する機器で使用される冷媒R-744用のモーターコンプレッサーの場合、使用できる状態の出荷品試験中に検査するこれらの装置の要求事項に準拠しなければならない。</p>	2017年2月12日
13	TIS824-2551号	「家庭用および類似する固定電気設備用スイッチ：一般要求事項」	<p>・本工業製品規格は家庭用及び屋内外の類似する固定電気設備用の定格電圧440V以下、定格電流63A以下の交流にのみ使用する手法で動作する一般的な目的の電気スイッチを対象とする。</p> <p>電気設備とは居住用施設、商用施設、工業用施設、農業用施設、規制建屋、仮建設用施設、商品展示用施設、娯楽施設、公共施設（例：港湾、空港等）リベットレスソケットのある電気スイッチの定格電流は16A以下でなければならない。</p> <p>本工業製品規格に基づく電気スイッチは通常、次の制御を目的としたものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> - タングステンフィラメントランプ負荷用電気回路 - フルオロセント管負荷用電気回路（電子バラストを含む） - 力率0.95以上の実施負荷用電気回路 - 定格電流10A以下、力率0.6以上のモーター負荷用電気回路 - これら電気回路の集積電気回路 <p>備考1：定格電圧440V以上の電気スイッチまでを対象とする範囲拡大については現在検討中である。</p> <p>備考2：モーター負荷用の定格電流10A以上の追加は現在検討中である。</p> <p>備考3：この期間中、定格電流10A以上のモーター負荷用電気スイッチは定格電流10Aの電気スイッチをみなす。</p> <p>本工業製品規格は電気スイッチ用ボックスも対象とする。ただし表面平坦電気スイッチ用設置ボックスは除く。</p> <p>備考4：表面平坦電気スイッチ用の各種ボックスの一般要求事項は関係規格に準拠するものとする。</p> <p>本工業製品規格は次の電気スイッチも対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> - パイロットランプ付電気スイッチ - 電磁石式遠隔制御電気スイッチ（特別要求事項は特別規格中にある。） <p>- デイレイ装置付電気スイッチ（特別要求事項は特別規格中にある。）</p>	2008年11月18日

			<ul style="list-style-type: none"> - その他動作と併用する電気スイッチ（ヒューズと併用する電気スイッチを除く。） - 電子式電気スイッチ（特別要求事項は特別規格中にある。） - アウトレット及びソフトケーブル敷設用のインフラ付電気スイッチ（付録B参照） - 回路分割電気スイッチ（特別要求事項は特別規格中にある。） <p>備考5：これらの電気スイッチに使用するソフトケーブルの最短部はタイ電気配線規則に準拠する。 本規格に基づく電気スイッチは通常の周辺温度が35℃以下での使用に適している。ただし最高は45℃とする。 備考6：本規格に基づく電気スイッチは周辺温度40℃以下の状態や施設内での電気機器との併用に適している。 船舶内、車両内等の特殊な施設、爆発等の可能性のある危険な施設は特別に建設する必要がある。船舶及び車両は固定電気設備とはみなさない。</p>	
14	TIS870-2532号	「電気ストーブ（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は熱源露出式電気炉の構成、生産、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。 ・本工業製品規格（安全面のみ）は単相、50Hzの交流、直流の電圧250V以下、定格電力2kW以下の熱源露出式電気炉の安全面の仕様のみを対象とする。熱源が1個以上の場合もある、被覆式もしくは埋め込み式の熱源のある電気炉は対象としない。 	1993年9月21日
15	TIS909-2548号	「家庭用および類似用途用過電流防止装置付残電流遮断器」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は動作電圧に依存し、もしくは依存せずに動作する家庭用及び類似用途用の過電流防止装置付残電流遮断器に適用する。定格電圧220-440V（交流）、定格電流125A以下、短絡対応能力25000Aのものを50Hzで動作させた場合、この装置は適当に接地を行い設置された導体部品に人が接触しないよう防止することを目的とする。また建物の配線時やその他類似業務時の過電流の防止を目的とする。この装置は過電流防止装置が動作せず、異常電流が地面に流れることによる火災危険防止のためにも使用することがある。RCBOの定格残電流は30mAとし、その他の短絡防止方法の破綻時の追加防止装置として使用することがある。 本工業製品規格は、同時に動作する残電流を感知するすべての装置に適用し、残電流の値と動作残電流の値を比較し、残電流が定格値を超過した場合に防止回路を開き、動作させる。また同時に回路を接続して電流を流し、規定の状況下で過電流が発生した場合に回路を遮断する。 備考1. 本工業製品規格中の残電流状況下での動作に関する部分はIEC61008に準拠させる。 本工業製品規格中の過電流防止動作に関する部分はIEC60898に準拠させる。 備考2. RCBOは指導を受けていない人による使用を可能とすることを目的とし、保守が不要となるように設計する。目的に基づく認証を申請する場合もある。 備考3. 設置及び仕様規則はIEC60364に準拠させる。 一般的RCBOは不測のトリップ、サージ電圧（例：回路遮断時や落雷時に発生する電圧等）で設置時に電流が発生し、表面に引火しない状態に耐えられる必要がある。S式RCBOはサージ電圧により表面に引火し、電流が発生したとしても不測のトリップを十分に防止しているものとみなす。 備考4. 一般的RCBOの末端に設置し、共通モードで接続するサージ防護部は不測のトリップ発生の原因となることがある。 備考5. 本規格に準拠するRCBOは独立式とみなす。（第8.1.3項参照）さらなる注意が必要となることがある。（例：避雷針への設置等）過電は供給側で発生することもある。（例：屋外電線での供給の場合等）（IEC60364-4-443参照） 備考6. 防止レベルがIP20以上のRCBOは特別構造面の要求事項があることがある。 本工業製品規格は過電流遮断器に合うように残電流回路遮断器を改造したRCBOにも適用することができる。機械的部品は生産社の工場もしくは設置場所を組み立てなければならない。付録Dに準拠させたのち、定格電流1座標以上のRCBOにも適用する。連続しない別座標への変更、器具がない場合の座標変更は実施できない。 プラグイン式RCBOは追加要求事項が必要となる場合がある。 内蔵式もしくは住宅用及び類似用途用のコンセント、タップ、プラグとの併用を目的とするRCBOの場合、特別要求事項が必要となる。 備考7. 内蔵式もしくはコンセント、タップ、プラグとの併用を目的とするRCBOは本規格に基づく要求事項とIEC60884-1の要求事項の関連部分を併用する。 本工業製品規格は電気モーター防止RCBOを対象としない。 本工業製品規格に基づく要求事項は通常の環境に適用する。（第7.1項参照）劣悪な環境の施設で使用するRCBOは追加要求事項が必要となることがある。 本工業製品規格はバッテリー内蔵式RCBOを対象としない。 RCBOのヒューズとの使用における注意事項は付録Gに準拠させる。 	2007年11月19日
16	TIS934-2533号	「扇風機（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格（安全面のみ）は交流扇風機の構成、生産、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。 ・本工業製品規格（安全面のみ）は単相、電圧250V以下で電荷回収部のある、屋内もしくは類似する使用状況となるその他施設内でのみ使用する卓上式、壁面設置式、床置き式、天井吊下げ式、周囲コード式、換気式の交流扇風機のみを対象とする。 	1991年12月25日

17	TIS934-2558号	「交流扇風機（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は家庭用及び類似用途で定格電圧250V以下の交流扇風機、単相、480V以下の交流扇風機、その他扇風機の安全面の要求仕様を対象とする。 備考101 本工業製品規格の範囲内となる扇風機の例 <ul style="list-style-type: none"> - 天井吊下げ式扇風機 例：TIS205号及びTIS572号に基づく扇風機 - ダクト付扇風機 - 区画壁面設置式扇風機 例：TIS710号に基づく扇風機 - 床置き式扇風機 例：TIS127号に基づく扇風機 - 卓上式扇風機 例；TIS92号に基づく扇風機のうち卓上式扇風機のみ - 壁面設置式扇風機 例：TIS92号に基づく扇風機のうち壁面設置式扇風機のみ 本工業製品規格は扇風機と同梱される分離式制御部も対象とする。 商店での使用、小規模工業での使用、農場での使用等、通常の住宅での使用を目的としないが公衆にとって危険となる可能性のある扇風機は本工業製品規格の範囲内にあるものとする。 実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺で扇風機を使用する際、全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。一般的に次については言及しない。 <ul style="list-style-type: none"> - 個人（児童を含む） - 肉体、神経系、精神面で欠陥があるもしくは - 経験や知識が不足している そのため管理や指導をなくして安全に扇風機を使用することができない。 <ul style="list-style-type: none"> - 児童による扇風機での遊び 備考102 次の事実を考慮しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した扇風機は追加要求事項が必要となる場合がある。 - 保健省、労働省、消費者保護委員会事務局、その他類似組織の定める追加要求事項を使用する必要がある場合がある。 備考103 本工業製品規格は次を対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> - 工業専用に設計された扇風機 - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等、特殊な環境での使用を意図した扇風機 - その他電気機器に内蔵された扇風機 	2017年8月16日
18	TIS956-2533号	「蛍光管（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格（安全面のみ）は一般照明用の交流の蛍光管の形状、諸元、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。 ・本工業製品規格（安全面のみ）はシングルエンドタイプ蛍光管を対象としない。 	1991年9月25日
19	TIS956-2557号	「双極蛍光管（安全面の要求仕様）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は双極蛍光管の安全面の要求仕様を定める。極グループはFa6、Fa8、G5、G13、2G13、R17d、W4.3×8.5dとする。 このほか、本工業製品規格の基準に準拠させるために実施者が採用すべき全ての生産物の評価方法、製品の最終試験結果記録も対象とする。 前述の方法は製品の仕様保証にも採用することができる。このほか本工業製品規格は評価の範囲を制限するラッチ試験実施の詳細について記述する。 本工業製品規格は光生物学面の安全性、記号やラベルの表示が義務付けられるレベル以下の値の青色光や赤外線光による危険性を対象とする。 備考：本工業製品規格への準拠は安全面の基準のみに関連するものとし、関連する一般照明用の双極蛍光管の性能については考慮しない。 カラー照明フラックス、管点灯や動作の仕様等のデータはTIS236に示す。 	2017年10月3日
20	TIS1039-2547号	「電気炊飯器（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は定格電圧250V以下、容量10L以下の家庭用電気炊飯器の安全面の要求仕様を対象とする。 商店での使用、小規模工業での使用、農場での使用等、通常の住宅での使用を目的としないが、公衆にとって危険となる可能性のある電気炊飯器は本工業製品規格の範囲内にあるものとする。 実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺で電気炊飯器を使用する際、全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。一般的に次については言及しない。 <ul style="list-style-type: none"> - 自己管理のできない児童や能力減退者による電気炊飯器の使用 - 児童による電気炊飯器での遊び 備考101 次の事実を考慮しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した電気炊飯器は追加要求事項が必要となる場合がある。 - 保健省、労働省、消費者保護委員会事務局、その他類似組織の定める追加要求事項を使用する必要がある場合がある。 備考102 本工業製品規格は次を対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> - 工業専用に設計された電気炊飯器 - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等、特殊な環境での使用を意図した電気炊飯器 - 高周波数で加熱する電気炊飯器 	2006年2月21日

21	TIS1195-2536号	「家庭用および類似一般業務用一次電源に使用する電気機器及び関連装置（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は家庭用及び類似一般業務用一次電源に使用する電気機器及び関連装置の安全面の要求仕様を対象とする。 - テレビ受信機 - 信号増幅器 - 信号発生側もしくは負荷側でのエネルギー変換器 - 前述の各機器の一つもしくは複数により構成される、あるいは前述の一つもしくは複数の機器と併用できるモーター駆動の機器（例：レコードプレーヤー、テーププレーヤー） - 前述の機器との併用のために準備された機器（例：無線信号増幅器、電源供給機、バッテリーエリミネーター、遠隔制御装置） - 電子楽器 - 電子楽器付属装置（例：リズム発生器、楽器音発生器、楽器音調整器、電子楽器や普通楽器に使用する類似機器等） <p>水滴がかかるよう設計された機器は付録Aに基づく水滴防止面の要求仕様を満たしていなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は海拔2000m以下、三相の場合は位相間電圧（平方根）が433V以下、その他の場合は電圧250V以下で使用し、接地や特殊被覆使用等の十分な短絡防止を講じるよう設計する機器のみを対象とする。 	2002年8月31日
	TIS1291号第1-2553冊	「無停電電源装置」第1冊「一般要求仕様及び安全面の要求仕様」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は直流連続電力蓄積装置を備える無停電設備(UPS)、本工業製品規格はIT技術製品無停電設備」第1冊「一般要求仕様」。 <p>備考：UPSを使用する場合、一般的にはエネルギー蓄積装置付バッテリーを使用する。その他装置は必要に応じて代用できる。よって本工業製品規格中に「バッテリー」との記載がある場合、「エネルギー蓄積装置」と理解すること。</p> <p>「TIS1561号の定義や要求事項を使用できる。」との内容を参照する場合、これはTIS1561号の当該項目の定義や要求事項を使用できることを意味する。ただし無停電設備との使用はできない旨を明確に記載している項目を除く。TIS1561号に追加された国家レベルの要求事項はTIS1561号の関連項目下の備考とする。本工業製品規格の対象となるUPSの基本的役割は交流電源の連続性を確実にすることである。UPSは電源の品質改善を目的として使用することもある。記載の仕様を満たすように保守する。</p> <p>本工業製品規格は移動可能、使用場所固定、固定式、埋め込み式の低圧電気供給設備内で使用し、作業者がアクセスできるエリアに設置すること、アクセスが制限されて施設内に設置することを意図するUPSに適用する。本工業製品規格は製品に触れる可能性のある作業員や一般の人の安全確保を確実にするための要求仕様を記載する。特に記載がある場合は保守者も対象とする。本工業製品規格は単体もしくは複数で使用される設置済みUPSの安全確保を確実にすることを意図している。生産者の定める状態でのUPSの設置、使用、保守の状況によるものとする。</p> <p>本工業製品規格は回転種機械の基板上にあるUPSは対象としない。 電磁石との相性面の要求仕様及び定義はTIS1291号第2冊「無停電設備」第2冊「電磁石との相性面の要求仕様」に記載する。</p>	
22	TIS1291号第2-2553冊	「無停電電源装置」第2冊「電磁石との相性面の要求仕様」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は次の通り設置することを意図する無停電設備(UPS)に適用する。 - 単独電力設備として構成する制御装置/ギアスイッチを備える単独UPSもしくは複数で構成されるUPSユニット - 工業環境、住宅環境、商業環境、小規模工業環境向けの低圧公共電源ネットワークに接続する作業員がアクセスできるエリアもしくは別電気施設 <p>本工業製品規格は本工業製品規格の記載に基づくC1種、C2種、C3種製品の電磁石との相性面の基準への準拠についての市場での販売前の評価に使用する製品規格とすることを意図している。</p> <p>C4種製品は固定式とみなす。一般的には最終使用位置への設置後に製品検査を実施する。一部を事前に検査することもある。付録Fを参照する。</p> <p>要求仕様はUPSの電磁石との相性が公共施設や工業施設での使用に十分であることが確実な状態を選択する。施設内で発生する可能性があるが、可能性が非常に低い高レベルの相性を要求される場合は対象としない</p> <p>本工業製品規格はUPSの物理的サイズ、電力諸元を対象とするために必要な異なる試験状況について考慮する。</p> <p>UPSユニットや設備は個別の製品時に本規格に関連する要求仕様準拠していなければならない。UPS製品の外部に接続する消費者の負荷により発生したEMCは考慮しない。</p> <p>特殊設置環境は対象としない。またUPSの異常は考慮しない。</p> <p>本工業製品規格は直流電気入力電子バラスト(IEC60924もしくはIEC60925)もしくは回転種機械の基板上にあるUPSは対象としない。</p> <p>本工業製品規格は次を記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> - EMC面の要求仕様 - 試験方法 - 最低性能 	2014年12月14日

	TIS1291号第3-2555冊	「無停電電源装置」第3冊「性能及び試験要求事項の記載方法」	<p>・本工業製品規格は直流に接続箇所にエネルギー蓄積装置を備える電子式間接的交流コンバーターに適用する。本工業製品規格の対象となるUPSの基本的役割は交流電源の連続性を確実にすることである。UPSは電源の品質改善を目的として使用することもある。記載の仕様を満たすように保守する。UPSは多種多様であり、様々な負荷用の電源の連続性及び品質についてのユーザーの要求仕様に準拠させるために開発されている。電力は100Wから数MWまでと様々である。一部のUPSのデータは付録A及び付録Bを参照する。</p> <p>本工業製品規格は電子UPSに適用する。</p> <p>A) 単相もしくは三相の固定周波数の交流出力側電圧出力部 B) 別途記載がない場合は直流接続箇所のエネルギー蓄積装置 C) 定格電圧100V以下の交流 D) 移動可能、固定使用及びもしくは固定式の製品</p> <p>本工業製品規格はUPSの一部となり、UPSの出力側と併せて動作する電力スイッチを示す方法を含める。</p> <p>含まれる部分は回路遮断部、偏差スイッチ、分離スイッチ、負荷伝達スイッチ、回路内蔵スイッチである。これらのスイッチは電源の連続性を確保するためにUPSの他のユニットと関連する。</p> <p>本工業製品規格は従来の一次電源、整流スイッチ、直流スイッチ（例：整流スイッチ出力側、回転部入力側のバッテリー等）回転種機械の基板上にあるUPSは対象としない。</p> <p>備考1：本工業製品規格は大半の市場でのUPS使用はIT技術製品関連の規格の範囲内にあるものと承知している。</p> <p>現在の技術の下、UPSの負荷となる製品の大半は電力供給に使用される。非線形負荷である。一定の時間、サイン波ではない電圧の波に対応することができる。UPSの出力側の電力は非線形負荷及び線形負荷と合うように記載される。生産者の通知に準拠する。（異なる場合）</p> <p>線の入力に関して本工業製品規格内で参照するものは試験もしくは生産者の追加データ通知の結果使用のために存在する。</p> <p>備考2：エネルギー蓄積時の出力側の電圧波形がサイン波ではないUPS使用が本工業製品規格中の推奨値を超過した場合、負荷製品生産者と合意しなければならない。</p> <p>備考3：UPSの出力側の周波数が50Hzもしくは60Hz以外の場合、性能面の仕様要求事項は生産者と購入者の合意事項に準拠させる。</p> <p>本工業製品規格はUPSの役割ではなく、設備の性能で完全な無停電設備について定めることを意図している。UPSの役割は付録Jの目録で参照する規格に関連し、本工業製品規格に抵触しない限りは適用できる。</p>	
23	TIS1389-2539号	「衣類乾燥機（安全面のみ）」	<p>・本工業製品規格は家庭用、類似一般業務用の単相、50Hz、定格電圧250V以下の交流電源を使用する衣類乾燥機、また洗濯機一体型乾燥機の種別、種類、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。</p> <p>・本工業製品規格は安全面のみを対象とする。</p> <p>・本工業製品規格は工業用、商業用、腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊な環境用、児童、高齢者、管理者が必要な者のいる施設用に設計された衣類乾燥機は対象としない。この場合、追加要求事項が必要となることがある。</p>	2002年3月23日
24	TIS1389-2559号	「衣類乾燥機（安全面のみ）」	TIS1389-2539号が無効になったら、代わりにTIS1389-2559号を適用する。	2017年8月17日
25	TIS1462-2548号	「家庭用洗濯機」	<p>・本工業製品規格は単相の場合は定格電圧250V以下、三相の場合は定格電圧480V以下の家庭用及び類似用途用の衣類洗濯機を対象とする。加熱装置の有無、洗濯を温水もしくは冷水でするかは別は問わない。回転により洗濯し、同一機械内で乾燥させる機器を「洗濯乾燥機」と呼ぶ。家庭での通常使用を意図しておらず、コインランドリーで一般に使用させることを意図した洗濯機、集合住宅で共用することを意図した洗濯機、クリーニング店の洗濯機等の公衆に危険となる可能性のある洗濯機は範囲内にあるものとみなす。</p> <p>・本工業製品規格は次を対象としない。</p> <p>- 工業専用に設計された洗濯機 - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊もしくは異常な環境で使用する洗濯機</p>	2007年8月21日

26	TIS1509-2547号	「電気鍋（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は定格電圧250V以下の家庭用深型、浅型、類似電気鍋の安全面の要求仕様を対象とする。 商店、小規模工業、農場等で一般の人に使用させることを意図した電気鍋等、通常の家庭での使用を意図していないが、一般の人に対して危険となる可能性のある電気鍋は本工業製品規格の範囲内にあるものとする。 実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺で電気鍋を使用することにより、全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。本工業製品規格は一般的に次については言及しない。 - 自己管理のできない児童や能力減退者による電気鍋の使用 - 児童による電気鍋での遊び 備考101 次の事実を考慮しなければならない。 - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した電気鍋は追加要求事項が必要となる場合がある。 - 保健省、その他類似組織の定める追加要求事項を使用する必要がある場合がある。 備考102 本工業製品規格は次を対象としない。 - IEC60335-2-37に基づく水量5L以上との記載のある深型電気鍋 - IEC60335-2-39に基づく複数の商用目的の電気鍋 - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊もしくは異常な環境で使用する電気鍋 - 高周波数で加熱する電気鍋 	2006年4月27日
27	TIS1641-2552号	「グリル、トースター、同様のポータブル調理器具」（安全面のみ）」	日本語へ翻訳中	2017年8月17日
28	TIS1693-2547号	「瞬間湯沸かし器（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は単相電気温水器の場合は定格電圧250V以下、その他電気温水器の場合は480V以下の沸点よりも低い温度まで加熱することを目的とした家庭用及び類似用途用の瞬間湯沸かし器の安全面の要求仕様を対象とする。 備考101 熱源露出式電気温水器は本工業製品規格の範囲内にあるものとする。 商店、小規模工業、農場等で一般の人に使用させることを意図した電気温水器等、通常の家庭使用を意図していないが、一般に対して危険となる可能性のある電気温水器は本工業製品規格の範囲内にあるものとする。 実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺で電気温水器を使用する際、全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。本工業製品規格は一般的に次については言及しない。 - 自己管理のできない児童や能力減退者による電気温水器の使用 - 児童による電気温水器での遊び 備考102 次の事実を考慮しなければならない。 - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した電気温水器は追加要求事項が必要となる場合がある。 備考103 本工業製品規格は次には適用しない。 - 電気煮沸器(IEC60335-2-15) - タンク付き電気温水器(IEC60335-2-21) - 工業専用の電気温水器 - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊もしくは異常な環境で使用する電気温水器 - 商用目的の商品自動供給機及び自動販売機(IEC60335-2-75)+D45 	2006年4月23日
29	TIS1773-2548号	「家庭用電子レンジ（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は定格電圧250V以下の家庭用電子レンジの安全面の要求仕様を対象とする。 このほか本工業製品規格は付録AAに準拠する一体型電子レンジも対象とする。 実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺で電子レンジを使用する際、全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。本工業製品規格は一般的に次については言及しない。 - 自己管理のできない児童や能力減退者による電子レンジの使用 - 児童による電子レンジでの遊び 備考101 次の事実を考慮しなければならない。 - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した電気温水器は追加要求事項が必要となる場合がある。 - 多くの国が定める追加項目を国の衛生組織、国の労働者保護組織、その他類似組織によって記入する。 備考102 本工業製品規格は次には適用しない。 - 商用電子レンジ（TIS1845号に準拠する） - 工業用電子レンジの加熱製品（IEC60519-6に準拠する。） - 医療用電子レンジ（IEC60601に準拠する。） - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊もしくは異常な環境で使用する電子レンジ 	2007年8月21日

30	TIS1955-2551号	「照明器具及び類似器具：無線ノイズ制限」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は次による無線ノイズ制限（発信及びケーブル伝播）を対象とする。 - 照明を目的とし、低電圧電源に接続することもしくはバッテリーで駆動させることを意図した光の発生もしくは拡散を基本的役割とするあらゆる種類の照明製品 - 照明という製品の基本的な役割の一部を果たす様々な製品の発光部分 - 照明製品用の分離された独立型補助装置 - 紫外線照射製品、赤外線照射製品 - ネオン広告看板 - 道路照明承知、屋外使用を意図した照明ランプ - 輸送用照明装置（路線バス及び電車内に設置） <ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は次を対象としない。 - 工業、科学、医療の無線周波数帯で動作する照明製品 - 航空機、空港用の照明製品 - その他工業製品規格に無線周波数での電磁石との相性面の要求仕様を明確に記載した完成品 <p>備考：例</p> <ul style="list-style-type: none"> - スキャナーやネオン装置等のその他製品に埋め込まれた照明装置 - コピー機 - スライド映写機 - 路上を走行する車両用の照明製品 <ul style="list-style-type: none"> ・9KHzから400GHzを対象とする周波数帯 ・本工業製品規格及び／もしくはその他規格の各種事項に関する様々な役割を同時に果たす製品は関連する役割を果たす際に、各項目もしくは各規格の要求事項に準拠しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格内の制限事項は経済的な適切な制限事項の範囲内でノイズを停止するための可能性を基盤に定める。また同時に無線防止や電磁石との相性面が十分なレベルであるように定める。特別な場合、適切な追加要求事項が必要となることがある。 	2011年6月19日
31	TIS1985-2549号	「肌及び髪の毛のケア用電気機器（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は定格電圧250V以下の家庭用及び類似用途の人もしくは動物用の肌や髪の毛のケア用電気機器の安全面の要求仕様を対象とする。 <p>備考101 本工業製品規格の範囲内にある電気機器の例</p> <ul style="list-style-type: none"> - カーラー - ヘアアイロン - 個別加熱式カーラー - フェイススチーマー - ヘアドライヤー - ハンドドライヤー - 取り外し可能カーラー付加熱器 - パーマ器 <p>備考102 本工業製品規格は水蒸気やミストの発生装置を内蔵する電気機器を対象とする。</p> <p>商店、小規模工業、農場等で一般の人に使用させることを意図した電気機器等、通常の家使用を意図していないが、一般に対して危険となる可能性のある肌や髪の毛のケア用の電気機器は本工業製品規格の範囲内にあるものとする。</p> <p>備考103 例：美美容室用の電気機器</p> <p>実務上可能な場合、本工業製品規格は家庭内及び周辺で肌及び髪の毛のケア用の電気機器により、全員が遭遇する恐れのある危険に関連するものとする。本工業製品規格は一般的に次については言及しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 自己管理のできない児童や能力減退者による電気機器の使用 - 児童による電気機器での遊び <p>備考104 次の事実を考慮しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した電気機器は追加要求事項が必要となる場合がある。 - 保健省、労働省、その他類似組織の定める追加要求事項を使用する必要がある場合がある。 <p>備考105 本工業製品規格は次には適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 工業専用の電気機器 - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊もしくは異常な環境で使用される電気機器 - バリカン、パーマ器、類似電気機器(TIS1555号) - 肌への紫外線及び赤外線の照射器(TIS1877号) - サウナ(TIS1804号) - 医療目的の電気機器(IEC60601) 	2008年7月14日
32	TIS2062-2543号	「電気ケトル（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は単相、50Hz定格電圧250V以下の交流で使用する定格水量10L以下の家庭用及び類似用途の電気ケトルの種別、種類、要求仕様、マーク及びラベル、サンプリング及び判断基準、試験について定める。 <ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は安全面のみを対象とする。 ・本工業製品規格は車両内、船上、航空機上での使用等の特殊な施設用、腐食性のある気体のある環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊な環境用、児童、高齢者、管理者が必要な者のいる施設用に設計された電気ケトルは対象としない。この場合、追加要求事項が必要となることがある。 	2004年4月26日

33	TIS2134-2553号	「部屋用空調機：エネルギー効率」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は50Hzの交流で使用する純冷却能力12000W以下の分離型部屋用空調機及び一体型部屋用空調機のエネルギー効率について定める。 ・本工業製品規格は部屋用空調機を構成するコンデンシングユニット及び／もしくはファンコイルユニットを対象とする。 	2013年4月28日
34	TIS2165-2548号	「光ケーブル」第3-10冊：屋外ケーブル「仕様要求事項」配線管内設置及び地中埋設式の通信光ケーブル種」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は光ケーブルの仕様要求事項の一部である。本工業製品規格は配線管内設置式及び地中埋設式の通信用光ケーブルを対象とする。本工業製品規格中で記述する配線管内設置式、地中埋設式、屋内吊下げ式の光ケーブルの仕様要求事項はTIS2052号と整合している。 ・本工業製品規格第4項について記述する詳細は配線管内設置式及び地中埋設式の通信用光ケーブルの基本的要求事項について記述している。 ・仕様要求事項の詳細は本グループ内にまとめられた各種工業製品規格の基本原則の下で作成する。 ・本工業製品規格中に定められた値は測定の不確実性を理由にエラーが発生することがある。測定におけるミスや適当な基準がないことによる校正を原因とするものである。容認基準は審査によるものとする。（TIS2052号第9項参照） ・生産者と使用者の間で合意した、試験を実施する光ケーブルの数量は当該種ケーブル試験を代表するものとみなす。 	2007年1月26日
35	TIS2166-2548号	「光ケーブル」第3-20冊：屋外ケーブル「仕様要求事項」耐自重屋内吊下げ式の通信光ケーブル種」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は光ケーブルの仕様要求事項の一部である。本工業製品規格は耐久式屋内吊下げ式の通信用光ケーブルを対象とする。本工業製品規格中で記述する配線管内設置式、地中埋設式、屋内吊下げ式の光ケーブルの仕様要求事項はTIS2052号と整合している。 ・ここでの耐久式屋内吊下げ式通信用光ケーブルは電線やその他設備に吊下げるための十分な強度のある牽引力を受ける構造のケーブルをいう。鉄コイルやその他導体コイルで補強する必要はない。 ・本工業製品規格第4項について記述する詳細は耐久式屋内吊下げ式の通信用光ケーブルの基本的要求事項について記述している。 ・仕様要求事項の詳細はIEC60794の指針にまとめられた各種工業製品規格の基本原則の下で作成する。 ・本工業製品規格中に定められた値は測定の不確実性を理由にエラーが発生することがある。測定におけるミスや適当な基準がないことによる校正を原因とするものである。容認基準は審査によるものとする。（TIS2052号第9項参照） ・生産者と使用者の間で合意した、試験を実施する光ケーブルの数量は当該種ケーブル試験を代表するものとみなす。 	2007年6月22日
36	TIS2186-2547号	「家庭用冷蔵庫（安全面のみ）：エネルギー効率」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は家庭用及び類似用途用の冷蔵庫のエネルギー効率について定める。 ・本工業製品規格は手動霜取り式及び半自動霜取り式の1ドア冷蔵庫、手動霜取り式、半自動霜取り式、自動霜取り式の2ドア冷蔵庫のみを対象とする。 ・本工業製品規格は圧縮式冷蔵庫のみを対象とする。 	2006年12月23日
37	TIS2202-2547号	「60KV以上115KV以下のXLPE絶縁電源ケーブル」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は定格電圧60KV以上115KV以下用クロスリンクポリエチレン被覆高圧電線について定める。 ・本工業製品規格は単軸線、クロスリンクポリエチレン被覆、ポリエチレンもしくはポリ塩化ビニルカバーの配線管、溝内での業務、地中埋設に適した銅線もしくはアルミニウム線の電線を対象とする。海中で使用する電線等(Submarine cable)、特に常に水中にある特殊電線は対象としない。 	2006年10月15日
38	TIS2214-2548号	「家庭用冷蔵庫（安全面のみ）」	<ul style="list-style-type: none"> ・次の内容をTIS1375号第1項の代わりに適用する。 ・本工業製品規格は単相交流電気冷蔵庫の場合は定格電圧250V以下、その他電気冷蔵庫の場合は480V以下の家庭用冷蔵庫の安全面の要求仕様を対象とする。 ・冷蔵庫は通常電源からの電気エネルギーによる動作する。 ・圧縮式冷蔵庫(compression-type) ・本工業製品規格は家庭内及び周辺で冷蔵庫を使用する全員が遭遇する恐れのある一般的な危険に関連するものとする。一般的に次を原因とする危険については考慮しない。 - 自己管理のできない児童や能力減退者による冷蔵庫の使用 - 児童による冷蔵庫での遊び 備考1 次の事実を考慮しなければならない。 - 車両内、船上、航空機上での使用を意図した電気機器は追加要求事項が必要となる場合がある。 - 公衆衛生組織、労働者保護組織または交通機関の定める安全についての規制を追加する場合がある。 備考2 本工業製品規格は次には適用しない。 - 屋外使用冷蔵庫 - 工業専用の冷蔵庫 - 腐食性のある気体が存在する環境や爆発の可能性のある環境（粉塵、蒸気、ガス）等の特殊もしくは異常な環境で使用する冷蔵庫 - バッテリーを直接の冷蔵エネルギー源とする冷蔵庫 - 設置者が使用エリアにて組み立て、設置する冷蔵庫 - 分割式モーターコンプレッサーを使用する冷蔵庫 - モーターコンプレッサー（IEC60335-2-34） - 飲料水の給水器もしくは販売機、飲料水の自動給水器もしくは自動販売機（IEC60335-2-75） - アイスクリームの供給機もしくは販売機 	2006年12月23日

39	TIS2217-2548号	「アルカリや酸を含まない二次電池およびセル」	・本工業製品規格は意図通りの使用、意図しない間違っ使用におけるアルカリや酸を含まない二次電池およびセル（ボタン式は対象外とする。）の使用における安全面の要求仕様及び試験について定める。	2007年1月26日
40	TIS2234-2557号	Sel-Ballasted lamps for general lighting services :Safety requirements	日本語へ翻訳中	2018年2月24日
41	TIS2235-2557号	Single-capped fluorescent lamps : Safety specifications	日本語へ翻訳中	2018年2月24日
42	TIS2337-2557号	「蛍光管用安定器：エネルギー効率面の要求仕様」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は表1、表4に基づく各種蛍光管用安定器のエネルギー性能面の要求仕様、エネルギー利用測定方法を定める。またエネルギー効率指標マークを定める。マークは一般的に安定器上に表示される。 ・本工業製品規格は蛍光管用安定器の最低エネルギー性能基準を対象とする。 ・本工業製品規格の範囲内となる安定器は定格電力10W以上70W以下、交流、定格電圧220/230V及び240V、定格周波数50Hzの蛍光管に使用する磁気式もしくは電子式とする。 ・本工業製品規格はランプとは別部品となる安定器もしくはランプ一体型の安定器を対象とする。 ・本工業製品規格は次の安定器及び蛍光管は対象としない。 <ul style="list-style-type: none"> - 直流電源もしくはバッテリーに使用するもの - 400mmから800mmの可視スペクトル外光線の発生に使用するもの - 出口マークとして使用するもの - 危険エリア用照明器具 ・本工業製品規格は別の工業製品規格中で定められている安全面の要求仕様については定めぬ。本工業製品規格に基づく最低性能基準に準拠する蛍光管用安定器は次の関連工業製品規格に準拠していなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> - TIS23 - TIS885 - TIS2213 	2017年8月16日
43	TIS2425-2552号	「家庭用及び類似用途用過電流防止装置無し残電流遮断器」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格は家庭用及び類似用途用の電圧に依存、もしくは電圧に依存せず動作するか電柱防止装置のない残留電流遮断器に適用する。定格電圧は440V以下（交流）、定格電流は125Aとする。原則として短絡による危険を防止することを意図している。 この装置は接地柱に設置する導体部品への接触を適切に防止することを意図している。この装置は過電流防止装置が動作せず、異常電流が地面に流れることで発生する火災危険防止のためにも使用することがある。 RCCBの定格残電流は30mA以下とし、その他の短絡防止方法の破綻時の追加防止装置として使用することがある。 本工業製品規格は、同時に動作する残電流を感知するすべての装置に適用し、残電流の値と動作残電流の値を比較し、残電流が定格値を超過した場合に防止回路を開き、動作させる。また同時に回路を接続して電流を流し、規定の状況下で過電流が発生した場合に回路を遮断する。 備考1. RCCBは指導を受けていない人による使用を可能とすることを目的とし、保守が不要となるように設計する。目的に基づく認証を申請する場合もある。 備考2. 本規格に準拠するRCBOは独立式とみなす。（第8.1.3項参照）更なる注意が必要となることがある。（例：避雷針への設置等）過電は供給側で発生することもある。（例：屋外電線での供給の場合等）一般的RCCBは不測のトリップ、サージ電圧（例：回路遮断時や落雷時に発生する電圧等）で設置時に電流が発生し、表面に引火しない状態に耐えられる必要がある。 S式RCCBはサージ電圧により表面に引火し、電流が発生したとしても不測のトリップを十分に防止しているものとみなす。 備考4. RCCBの末端に設置し、共通モードで接続するサージ防護部は不測のトリップ発生の原因となることがある。 備考5. 防止レベルがIP20以上のRCCBは特別構造面の要求事項があることがある。 次に必要な要求仕様 <ul style="list-style-type: none"> - 過電流防止装置付残電流遮断器（TIS909参照） - 家庭用及び類似用途用の内蔵式もしくはコンセント、タップ、プラグと併用することを意図したRCBB 備考6. 現在、内蔵式もしくはコンセント、タップ、プラグとの併用を目的とするRCCBは本工業製品規格とTIS2162号の要求事項の関連部分を併用する。本工業製品規格に基づく要求事項は通常環境に適用する。（第7.1項参照）劣悪な環境の施設で使用するRCBOは追加要求事項が必要となることがある。 本工業製品規格はバッテリー内蔵式RCCBを対象としない。 	2011年4月8日

44	TIS2432-2555号	Plugs and Socket-outlets for household and similar purposes : Cord extention sets	日本語へ翻訳中	2018年2月24日
45	TIS2434-2552号	「屋外吊下げ設置用ポリオレフィン絶縁銅通信ケーブル」	<ul style="list-style-type: none"> ・本工業製品規格はサイズ0.4mmから0.9mm、3000本以内の屋外吊下げ設置用ポリオレフィン絶縁銅通信ケーブルの要求仕様及び試験について定める。 ・本工業製品規格はプラスチックコーティングアルミニウムでシールし、ポリオレフィンで被覆する屋外吊下げに適したソフト銅導体通信ケーブル、通信ケーブル内への浸水防止剤を添加していないケーブルを対象とする。 	2010年12月17日

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、

ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

最終更新日:2017年4月11日

作成者

日本貿易振興機構(ジェトロ)知的財産・イノベーション部貿易制度課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5543